

大木哲大和市長に対する辞職勧告決議

令和4年11月25日に行われた第4回定例会本会議において大和市議会は「大木哲大和市長に対する問責決議」を出席者の全員賛成で採択した。

これは、大木市長のパワハラをめぐる一連の問題に起因する市政の混乱と、公正かつ中立な立場で調査に臨む大和市議会に対する不誠実な協力姿勢についてその責任を強く問うものであった。

その直後、大木市長は大和市議会が行った調査や問責決議をまるで無視するかのよう「パワハラの実情がないと主張してきたことが全く考慮されておらず大変残念。当初のパワハラ問題から、市政の混乱と不誠実な対応に論点をすり替えて、一方的に責任を問うのは公平性・中立性を欠くものと思わざるを得ないと考えております」と記者に語っている。

市長は市議会に何ら説明もなく、一方的に裁判を始め、それを理由に議会の質問への回答を避け、議会のアンケートで明らかになった大勢の職員の悲痛な叫びにも「パワハラの実情はない」と一切向き合わず、それどころか、あたかも大和市議会が意図的にアンケートで不正を行い、大木市長をおとしめているかのごとく反論し、市長の職責を果たそうともしていない。

出席者の全員賛成で採択された問責決議を論点のすり替えとするなど、二元代表制の一翼を担う大和市議会を軽視し続ける大木市長の姿勢は言語道断であり、市長としての自覚が著しく欠如していると言わざるを得ず、大和市民の未来を預かる市長として到底、認めることはできない。

よって大和市議会は大木哲大和市長に対し、速やかに市長の職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

令和4年12月21日

大 和 市 議 会